

東近江市住まいる事業補助金 対象事業判別チャート（令和7年度）

- （共通の要件）
- ① 市内の新築・建売・中古住宅（空家含む）を取得すること。
 - ② 補助金交付申請時点において、市町村税を完納していること。
 - ③ 申請者は住宅の所有権を2分の1以上有すること。
 - ④ 令和7年度内の住宅取得であること。
※住宅取得：建物の所有権保存登記が完了することをいう。
 - ⑤ 市内に本社等を有する法人又は市内に住民登録を有する個人事業者が、工事の全部又は一部を施工すること。（建売住宅の購入及び中古住宅購入の場合は除く。）

